

令和6年9月30日

部長、スポーツ局長、消防長、上下水道局長、事務局長
市民センター長、会計管理者、次長 様

唐津市長 峰 達 郎

令和7年度予算編成方針について

1 経済情勢と国の財政運営の動向

わが国の経済は、月例経済報告によれば「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とされ、先行きについても「雇用・所得環境が改善する下で、（略）緩やかな回復が続くことが期待される」とされる一方、「海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている」「物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」と判断されている。

このような中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」を掲げ、来年以降に物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を着実に執行するとしている。これを踏まえ、令和7年度予算については、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組みの加速等、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることとするとしている。くわえて、新内閣の経済対策の動きにも注視する必要がある。

本市においても、こうした国の考え方と動向を注視しながら、影響のある施策について適宜適切に対応していくことが必要である。

2 本市の財政状況

本市は合併以降20年間、都市基盤整備や産業振興など、活力あるまちづくりのための様々な施策を進める一方、職員数の適正化による人件費の抑制など経費節減の努力を重ね、基金の積立や市債残高の漸減など、財政健全化に向けた取り組みを続けてきた。

しかしながら、国の施策に伴う社会保障費の増加や、物価上昇に伴う物件費や人件費などの著しい増加のほか、学校や公民館など公共施設の老朽化に伴う更新投資も多く予定されており、さらには多様化するニーズへの対応、大雨災害からの復旧・復興、近年の大型投資に係る起債償還等のため、今後も多額の財源が必要になる見通しである。

ここ数年、モーターボート競走事業やふるさと寄附金により基金は一定程度確保できているが、これらは不安定な財源であること、また、国において地方の一般財源総額は確保する方針であり、くわえて本市税収もわずかながら増加傾向ではあるものの、物価上昇等により一般財源の増加を上回るペースでの経費増が見込まれることから、今後の財政運営はさらに厳しさを増すことが予想される。

こうした現状を踏まえ、将来に向けた持続可能な行財政運営を確立するためには、各部において業務を見直し、職員数の更なる適正化を進めるとともに、限りある歳入に見合った歳出規模への抑制や受益者負担の適正化を図り、基礎的な行政サービスを含めた真に必要なとする経費に安定的かつ継続的な財源を措置することが必要である。

そのためには、予算編成及び執行段階において、職員自らが市政や市の財政状況を常に認識しつつ、知識と経験を最大限に発揮するとともに、全庁的な視点を持って、聖域を設けることなく、全ての事業について優先度をつけて取捨選択を行うなど、抜本的な見直しにより将来負担の軽減を図り、健全化へ取り組む不断の努力を続けていかなければならない。

あわせて、未来への投資として、響創のまちづくり基金（ボート収益分）やふるさと寄附金基金を有効に活用し、本市の振興に資する施策の展開を図ることも必要である。

3 予算編成の基本方針

令和7年度は第3次唐津市総合計画のスタートの年となる。また、令和7年1月に市長選挙が執行されることから、当初予算は骨格予算での編成となる年でもある。これらの状況を踏まえ、令和7年度は、次に掲げる基本方針に基づき、予算を編成するものとする。

(1) 第3次唐津市総合計画の実現に向けた第一歩

令和7年度は、本市の将来のまちづくりに向けて新たなスタートを切る重要な年であり、策定が進められている新たな総合計画に掲げる基本施策を踏まえた事業構築を図ること。

(2) 市民の生活基盤を守る切れ目ない対応

市民生活に直結する福祉施策や教育施策をはじめ、令和5年豪雨災害からの早期復旧や継続的に事業を進めている施設整備など、切れ目のない対応を要するものについては、適切に予算要求を行うこと。

(3) 財政健全化に向けた行財政改革と公共施設再編の推進

持続可能な財政基盤の確立と健全な財政運営のため、将来負担の軽減も見据え、事務事業の廃止や業務量の削減、効率化へ向けた業務改善を推進するとともに、適切な歳出の抑制、歳入対策や自主財源の安定確保に取り組むこと。

あわせて、公共施設再配置計画の短期計画に掲げる再編、除却を計画的に進めること。

予算編成の考え方

1 骨格予算への対応

令和7年1月に市長選挙が執行されるため、令和7年度当初予算は「骨格予算」として編成し、政策判断を必要とする事業は、原則6月補正予算での計上とするが、年間ベースで予算額を把握する必要があるため、また、新規施策等の確認は進めておく必要があることから、例年補正で対応している県事業負担金等を除き、すべて当初に予算要求を行うこと。

2 第3次総合計画の反映

第3次唐津市総合計画に掲げた基本施策は、予算に適切に反映させ、取り組んでいくこと。

3 部の予算編成の考え方

各部局は、市民センター所管事業も含めた部局全体の予算編成の考え方（重点化する事業）を明確にし、主要施策及び懸案事項については市長及び副市長と協議・調整を行ったうえで、予算編成の事務を進めること。

4 将来推計人口、将来職員数を念頭においた行政運営

- (1) 投資的事業や事務事業の企画立案には、人口減少に対応した行財政運営のあり方を、長期的な視点に立って取り入れること。
- (2) 組織機構や施設の管理運営のあり方、事務の効率化（集約化、省力化など）について、将来推計人口や深刻化する労働供給制約、新たな定員管理計画を十分念頭に置いて見直しを行っていくこと。

5 市民の想いを反映した施策

- (1) 職員一人ひとりが、市民の声に耳を傾け、従来の施策や事業の目的及び有効性を検証し、新たな発想による有効な施策展開を行うこと。

- (2) 要望書等の提出がなされている事項については、必要性等を十分に精査し、対応を行うこと。その際、要望書については、写しを添付すること。

6 課題への対応

- (1) 決算審査をはじめ市議会における意見については、その内容を十分に検証し、過大な要求とならないよう確実な経費の見積りを行うとともに、事業の制度設計の熟度を上げ、十分な説明責任を尽くせる要求を行うこと。
- (2) 監査委員の監査結果については、適切な予算措置を行うこと。
- (3) 内部統制により整備上の重大な不備を覚知した場合は、予算内容について所要の改善を行ったうえで要求すること。
- (4) 過去の予算査定における課題を解決する要求を行うこと。

7 国・県の動向の把握

国の概算要求、地方財政計画、県の予算要求の状況等の最新情報に細心の注意を払い、的確な把握に努め、内容を十分に検証したうえで、予算に反映させること。

8 事業費要求枠

義務的経費及び災害復旧費を除いた経費については、財政課から部毎に提示する一般財源の範囲内で要求するものとする。

ただし、臨時的・時限的に行う事業については、基金（公共施設整備基金、響創のまちづくり基金又はふるさと寄附金基金）を活用しての要求を認めるものとする。

各部において、この枠内で事業の取捨選択や見直しを行い、各部長の最終的な判断により要求を編成すること。

9 歳入の確保及び新規の財源の発掘

- (1) 既存事業であっても、位置づけの再整理や事業内容の見直しを行うことで国

県支出金の交付対象とできる場合があるので、十分に財源の研究を行い、積極的に活用すること。

- (2) 市税等の収納率の向上や各種財団等の助成金の活用のほか、使用料・手数料、負担金等の見直しを行うなど受益と負担の適正化を図ること。特別会計においては、一般会計繰入金の縮減を図ること。

また、今後見直しが必要なものは、改定時期を定め、早めに検討に着手し、市民への周知期間を確保すること。

- (3) 市有財産の売払いや有効活用、広告事業の拡大、企業版ふるさと納税の活用など、新規の財源の掘り起こしとともに、新たな資金運用形態の検討や預託金の利率見直し等を積極的に行うこと。

10 要求の留意点

- (1) 令和7年度から第3次唐津市総合計画の計画期間となるため、施策経費については、第3次唐津市総合計画の施策体系に沿った事業立てを行うこと。なお、施策経費以外についても、細分化されすぎている事業の統合、巨大化した事業の分割、適切な予算科目への変更、事業名と事業内容が乖離している事業の名称変更など、予算事業の抜本的な見直しを行うこと。

- (2) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、すべての施策事業について、廃止を検討すること。

廃止ができない場合も、行政評価の結果等をふまえ、聖域を設けることなく抜本的な見直しを図り、事業の優先順位を洗い直し、ゼロベースの視点から見直しを行うこと。

- (3) 新規・拡充事業については、既存事業の見直しにより財源を捻出するとともに、事業終期を設定した上で、事業期間内で成果目標を達成し、終期において事業廃止又は縮小するよう努めること。

あわせて、事業の必要性やスキーム等については、十分に部内での協議を行い、必要に応じ政策調整会議に諮るなど、予算査定において議論することのないよう留意すること。

- (4) 事業開始から3年を経過する事業や過去の査定で指摘のあった事業については、前例・慣例を踏襲することなく、事業効果、現在の市民ニーズ、所期の目的の達成状況等を検証し、継続の可否や再編・再構築の必要性を精査すること。
- (5) 複数の部課に関係する事務事業については、事前に協議・調整を済ませておくこと。なお、協議・調整が不十分な場合は、予算計上を認めないことに留意すること。
- (6) DX推進や新規システム導入等については、DX推進室に必ず相談を行うこと(その場合も、システム導入検討委員会での審議は別途必要である)。